

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確に示すため、障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要な支援を明確化するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 目的規定の用語の整理

目的規定の用語を整理する。（第1条、第4条及び第5条関係）

イ 施設利用に必要な支援の明確化

障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、ハードとソフト両面の対応が求められることを明確化するほか、情報の提供など、必要となる支援の提供について追記する。（第3条及び第4条関係）

ウ 当事者等の参画

施設整備の計画段階から、障害者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくことを明記する。（第7条関係）

エ 関係法令の改正に伴う規定の整理

(ア) 建築基準法改正に合わせ、既存建築物の一時的な用途変更について適合義務の対象外とする。（第29条関係）

(イ) 認定こども園法改正により、「幼保連携型認定こども園」が位置付けられたことにより、所要の改正を行う。（第32条関係）

(3) 施行期日

公布の日